

## 日本政策金融公庫新創業融資制度に係る利子補給について

### 1 概要

株式会社日本政策金融公庫の新創業融資制度（融資額1,500万円まで）を利用された方が、その返済で支払った利子の一部を助成します。

### 2 補給期間

融資返済開始から最大60回まで

### 3 補給金額

支払った利子のうち年利1%相当額以内

（日本政策金融公庫発行の「利息支払証明書」で確認します）

### 4 対象者

（1）個人は、京田辺市民であること及び京田辺市内に事業所があること。

法人は、京田辺市内に本店又は支店所在地（法人登記と営業実態（※1）があること）があること。また、当該住所で融資契約を締結していること。

（※1）事業所開設届が市税務課に提出され、法人市民税均等割が課税されていること。

（2）日本政策金融公庫の新創業融資制度（融資額1,500万円まで）を利用していること。（※2）

（※2）対象は『新創業融資』制度のみです。ご利用されている融資は「ご契約内容お客さま控え」等でご確認ください。

（3）市税を滞納していないこと（京田辺市長に対し分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める場合を含みます）。

### 5 補給対象期間

令和4年1月～令和4年12月返済分

### 6 申請期限

令和5年2月28日（火）まで

## 7 手続きの流れ

申請期限までに申請書類を産業振興課へご提出ください。

### 申請準備

- ・京田辺市HPから申請書等をダウンロード
- ・日本政策金融公庫に申請し、利息支払証明書の発行を受ける  
(返済回数60回を越える場合は、60回目までの利息支払証明書となるよう注意して申請してください)



### 申請

- ・申請書等必要書類を添えて産業振興課へ申請

#### 【申請に必要な書類】

- ①京田辺市中小企業融資利子補給金交付申請書
- ②請求書
- ③利息支払証明書（日本政策金融公庫発行のもの）
- ④ご契約内容お客さま控えの写し・金銭消費貸借契約書の写し・償還約定表の写し（初回申請時のみ）

**※対象は『新創業融資』制度のみです。ご利用されている融資は「ご契約内容お客さま控え」等でご確認ください。**

- ⑤【法人】履歴事項全部証明書の写し（初回申請時のみ）  
【個人】税務署提出の開業届の写し（受付印押印されたもの）  
（初回申請時のみ）

- ⑥その他市長が必要と認める書類

### 審査



### 決定の通知



### 振込

- ・交付の決定を行った場合のみ振込（入金）手続きを行います

## 8 申請先・問合せ先

〒610-0393 京田辺市田辺80

京田辺市役所 産業振興課（市役所庁舎3階⑩窓口）

TEL 0774-64-1364